

大和市民課窓口業務等委託に係るプロポーザル評価要領

当市市民課窓口では、年間約22万人が様々な手続きに訪れている。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行以降、長期的には、行政機関間をはじめとする情報連携の開始に伴い、証明書交付業務は収束に向かうとの見方もあるが、戸籍の広域交付制度開始に伴う利用者からの戸籍証明書請求件数が増加する等、求められる作業量はむしろ増加傾向にある。

また、個人番号カードの保有率は、令和2年度から令和5年度末時点で倍増しており、その普及は確実に進んでいる。個人番号カードを利用したコンビニ交付においても、住民票の写しの交付率は令和2年度から令和5年度末にかけて3倍増と増加傾向にある。また、国においては、個人番号カードの国外継続利用や健康保険証・運転免許証との一体化に加え、基幹システムの標準化など、行政部門でのデジタル・トランスフォーメーションを推進しており、市民課業務においても短期的なスパンでの変革が求められることが想定される。

そのため、本業務委託の実施にあたっては、高度なセキュリティを維持しながら迅速かつ確実に事務を遂行するとともに、社会情勢の変化にも柔軟に対応しながら質の高い市民サービスの提供が可能な事業者を選定することが求められる。

上記を踏まえ、本業務を委託する事業者の選定においては、企画提案参加事業者（以下「提案者」という。）からの提案内容を「個人情報保護」「知識・技術」「運用体制」「その他提案内容」「価格」の5つの視点で評価するものである。

1. 評価の視点

(1) 個人情報保護

プレゼンテーション及び企画提案書により、個人情報保護の提案内容を評価する。なお、重要度によって異なる配点とする。

(2) 知識・技術

プレゼンテーション及び企画提案書により、事業者の知識・技術を評価する。

(3) 運用体制

プレゼンテーション及び企画提案書により、運用体制の提案内容を評価する。なお、重要度によって異なる配点とする。

(4) その他提案

プレゼンテーション及び企画提案書により、参加者が本市に有益だと認め提案した内容を評価する。

(5) 価格

参考見積書兼支払内訳書に記載された見積額から積算した「2. 評価方法及び最優秀提案者の決定方法」に記載する評価点数算出計算式に基づき評価する。

2. 評価方法及び最優秀提案者の決定方法

(1) 評価方法

- ①評価点の合計点数は 1,000 点（最低基準点 500 点）、各視点による配点は下記のとおりとする。

項目	配点
個人情報保護	250点
知識・技術	300点
運用体制	250点
その他提案	100点
価格	100点

- ②「価格評価を除いた評価点の合計が最上位の提案者」から5%以内の提案者のみ、次の計算式で価格評価の点数を算出する。なお、いずれかの年度において上限額を超過した場合は失格とする。

計算式：[価格配分点] × (最低額 / 提示額)

(2) 最優秀提案者及び次点候補者の決定方法

最低基準点に達した提案者のうち、合計点数が最も高い提案者を最優秀提案者、次に合計点数が高い提案者を次点提案者とする。

市は、最優秀提案者と契約締結に向けた個別交渉を行う。最優秀提案者との個別交渉が合意に達しない場合には、次点提案者と個別交渉を行う。

なお、合計点数が同数の場合には、優先順位を「個人情報保護」「知識・技術」「運用体制」「その他提案」「価格」として点数を比較し、点差が生じた項目のうち優先順位の高い項目で点数の高い提案者を最優秀提案者とする。

点数に端数が生じた場合は、小数点以下第3位を四捨五入して取扱う。

以上